

2013年10月23日

学校法人 早稲田大学
総長 鎌田 薫殿

公開質問状

首都圏大学非常勤講師組合
委員長 松 村 比奈子
同 早稲田ユニオン分会
代表 大野 英 士

拝啓、

時下ますますご清栄のことお喜び申し上げます。

商学部チュートリアル・イングリッシュが学校教育法および労働者派遣法に違反しているのではないかと、との疑念について当組合は9月30日付けで緊急質問書を送付し、これに対する貴方からの回答を10月15日に拝受しました。しかし貴方は、当方の問いにまともに応えることなく、当方の指摘に根拠が無いかのような主張を行い、「**これ以上、貴組合との当該議論をする必要は無い**」とまで言明されました。当組合はこの問題の公共性の高さ、重大性を考慮して、この問題に関わる質問を、記者会見を通じて公にした上であらためて貴方に回答を求めることにしました。日本を代表する教育機関にふさわしい誠実なご回答を頂けることを期待しております。

敬具

記

1. 質問事項

A1. 先の団交における「文科省指導（平成18年1月大振8）の内容について大野教務部長は知っていたのか」、との当方の問いに大野教務部長は「ノーコメント」と答えていましたが、緊急質問書への回答において、「大学としては、確認している」とのお答えを頂きました。この指導では、一般的に請負契約による講師では、学長の権限と責任の下において自ら授業を行うことが困難なため、外部講師の役割は授業を行う教員を補助する役割に限定される可能性が高い、とされています。チュートリアル・イングリッシュにおけるチューターは、授業を行う教員を補助する役割を果たしているわけではなく、自ら授業を行っています。これは、この文科省の指導に反しているのではないのでしょうか。この点どのようにお考えなのか、お答え下さい。

A2. 貴方のチュートリアル・イングリッシュの運営は、文科省通達「19文科高第281号」の第一の(2)の3「授業科目の開設に関する事項」の①から④に適合しているのでしょうか？ 適合していると判断されているのであれば、その根拠を明確に述べてください。文科省通達には以下のように記されています。

- ① 授業の内容、方法、実施計画、成績評価基準及び当該教育施設等との役割分担等の必要な事項を協定書に定めている。
- ② 大学の授業担当教員の各授業時間ごとの指導計画の下に実施されている
- ③ 大学の授業担当教員が当該授業の実施状況を十分に把握している。
- ④ 大学の授業担当教員による成績評価が行われている。

この通達では、大学が大学以外の教育施設等と連携協力して授業を実施することが認められていますが、大学外の機関に授業の補助を要請するにしても、大学が主体性を持って実施することが求められており、文科省高等教育局の担当者によれば、大学の授業担当者自らが行う場合と同等な実施状況が担保されなくてはならないのです。そのため、通常シラバス等に記載されている内容を協定書に定める必要があります。大学の授業担当教員は、チューターに補助を依頼している授業の実施状況を十分に把握した上で、毎回の授業時間ごとの指導計画を立てなくてはなりません。また成績評価は大学の授業担当教員の判断と責任において行われなくてはなりません。ところがチュートリアル・イングリッシュの現状は、4学期でのべ12人の教員が410クラスの授業を担当しています（10月15日付けの貴方の回答書）。1学期に3人で100クラスの授業を行うことは現実的にできません。担当教員が自ら行うのと同等の責任と監督の体制をとることは不可能なのです。貴方は、「**本学の授業担当教員は、学生の出席状況、習熟度測定、履修者アンケートの内容等によって当該授業の実施状況を十分に把握しており、委託先からもたらされるこれらの情報に基づき、成績評価をおこなっています**」(同回答)と述べていますが、これでは実質的な成績評価はチューターが行っているのではないのでしょうか。よってチューターの外部委託という現行の体制は文科省通達が提示する条件を満たしているとは言い難く、不適切なものであると考えられます。この疑念にたいする説明をお願い致します。

B3. 大野教務部長が大学業務の外注先企業（早稲田総研インターナショナル）の取締役を兼務し、その経営に参画することは利益相反とはならないのでしょうか。このような事態を大学が容認している理由をご説明ください。

C4. 大野高裕教務部長の以下の発言は、理事会の公式の見解なのでしょうか。

9月26日の団体交渉において、大野高裕教務部長は、「5年年限は、教育の質を高めるため」との発言を繰り返し行いました。理事会を代表してこのような発言をしたことについて、当組合は看過することができません。教育内容が高度な研究の成果を含んでいればいるほど、また当該分野の研究が豊かな広がりを持っていればいるほど、教育経験を一定期間以上積み重ねていくことによるのみ、教育の質が高められることはほとんど自明と思われれます。どのような認識のもと、担当科目の教育経験を5年以下に保つことが教育の質を向上させると考えられているのか、ご説明ください。また、根拠となるデータや指標もお示しください。さらに、なぜ非常勤講師だけに年限を設けるのかについても、ご説明をお願いします。

C5. 5年雇止めは、改正労働契約法による雇用の安定化を避けることを目的としているではありませんか

5年の更新上限を規定した非常勤講師就業規程を制定するのは、労働契約法の改正により、5年を超える有期労働契約者に無期転換権が付与されることへの対応であることは、昨年11月2日の学術院長会決定の冒頭に述べられています。ですから、5年雇止めは、**i. 改正労働契約法の18条による無期契約への転換による雇用の安定化を避けること、及びii. 同法第19条の雇用継続の期待権を消失させること**、を目的としているではありませんか。

C6. 5年雇止めは、Waseda Vision 150とはかかわりが無いではありませんか

本年1月11日の学術院長会決定は、非常勤講師の5年上限規定にかかわり、**i. 適正な設置科目数（現状の25%減）へ向け、専任・非常勤比率を適正化する、ii. 定期的カリキュラムの精査を行う等** Waseda Vision 150

に言及しました。しかし、設置科目数を現状の25%減としても、他に本務を持つ人に更新の終了を依頼すれば良く、定期的なカリキュラムを精査するとしても、原則5年で非常勤講師の全員を雇止めにする必要はありません。ところが、昨年11月2日の学術院長会決定には「雇用の上限が設定されておらず、既に長年に渡り契約を反復している非常勤講師など有期労働契約者に対して、今回の法改正のみを理由として、契約期限を新たに設定することは法的紛争になる懸念がある」との記述があります。貴方は、法的紛争を避ける為にWaseda Vision 150 に言及したのではありませんか。

C7. 大野高裕教授によれば遊戯業界と大学は似ている面が多々あるそうです(都遊協サマーフォーラム 2008 講演)。ということは、非常勤講師も、6年で全て廃棄されるパチンコ台と同様の消耗品であるとお考えなのでしょうか、お答え下さい。また大野高裕教授はパチンコ業界向けに、若年層をパチンコに呼び込むことを主題とする「若年層こそ宝の山」という講演もされています(日遊協青年部全国交流会 2011年)。このような方が教務部長をされているのは何か特別な事情がおりなのでしょうか。

D8. 早稲田大学の関連企業であった株式会社キャンパスの請負部門が、9月30日に早稲田総研インターナショナルに吸収されたと同っています。これは、労働者派遣法の改正に伴う措置と同っていますが、間違いはないのでしょうか。

D9. 株式会社キャンパスの請負業務が、労働者派遣法の何条に違反すると判断されたのでしょうか。ご回答ください。

2. 回答期限と回答送付先

上記の事項について、2週間以内(11月6日まで)に、公務公共一般労働組合本部への郵送、及びFAX(03-5395-5139)により回答することを求めます。なお、当質問状は、本日記者会見で公表されます。マスコミ各社への通報はもちろん、インターネット上でも発表、広く拡散されることになることを申し添えておきます。

以上